

説 明 資 料

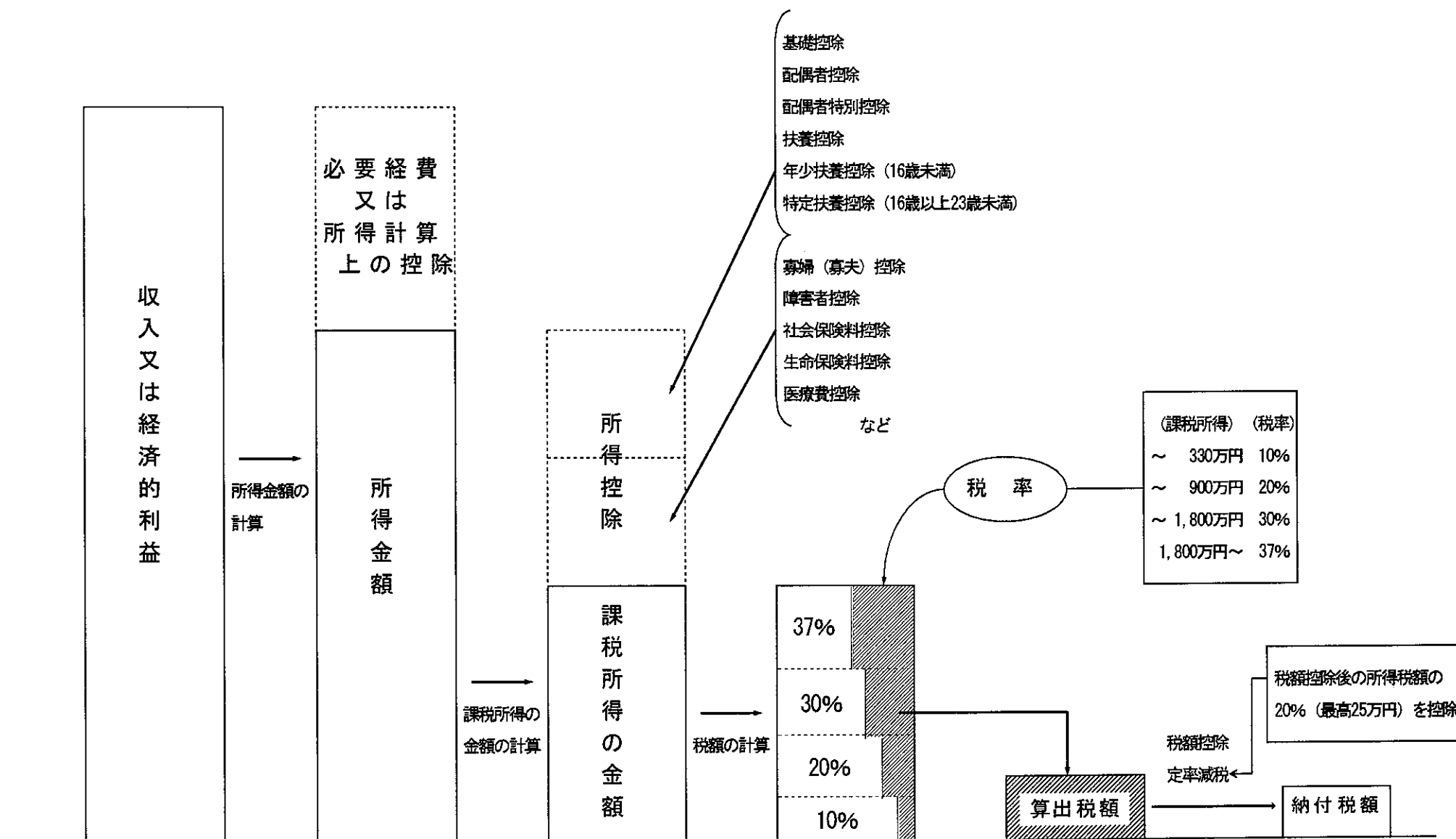
（ 個 人 所 得 課 税 ④ ）

目

次

・ 所得税の基本的な仕組み	1
・ 所得の範囲について（イメージ）	2
・ 課税ベース（イメージ図）	3
・ 平成9年度の税制改正に関する答申（抄）	4
・ 総合課税・分離課税の考え方	5
・ 日本及び諸外国の課税方式	6
・ 所得税及び個人住民税の基本的な仕組み（イメージ）	7
・ 各種所得の対象・計算方法	8
・ 損益通算の仕組み（イメージ図）	9
・ 米国における個人所得の損益通算等の制限について	10
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	11
・ 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式	12
・ 諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在	13
・ 諸外国の所得税についての賦課権の除斥期間	14
・ 主要国における法定資料制度等の比較（概要）	15
・ 給与、利子、株式配当、株式等譲渡益、報酬等の法定資料の概要	16
・ 国外送金等に係る調書提出制度	18
・ 主要国における法定資料の概要	19

所得税の基本的な仕組み



所得の範囲について（イメージ）

現行の所得課税
の対象とならな
い所得

帰属所得
未実現のキャピ
タルゲイン等

—— 現行の所得課税の対象となる所得 ——

非課税所得等

課税所得

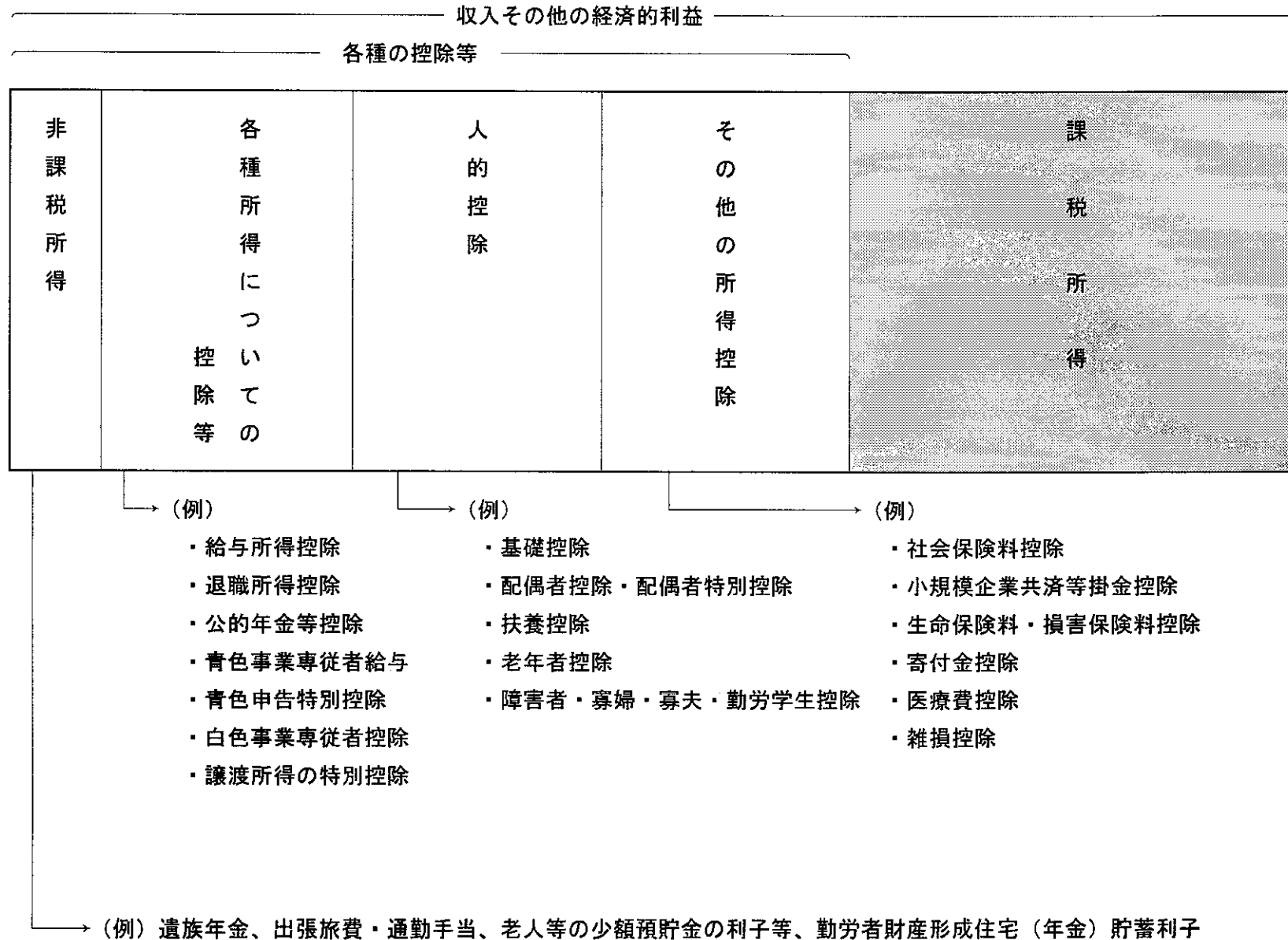
特別控除など

（注）所得は収入その他の経済的利益がある場合に生じる。

現行法における非課税所得等の範囲は以下のとおり。

- ① 所得税法の規定によるもの。
（恩給・遺族年金、出張旅費・通勤手当・現物給付、損害保険金、老人等の預貯金の利子等）
- ② 租税特別措置法の規定によるもの。
（勤労者財形住宅（年金）貯蓄の利子、公社債等の譲渡益、国等へ重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等）
- ③ その他の法令の規定によるもの。
（雇用保険の保険給付、健康保険の保険給付、宝くじの当せん金品等）

課税ベース（イメージ図）



○ 平成9年度の税制改正に関する答申（抄）

（政府税制調査会）（平成8年12月18日）

四 その他

2 利子及び株式等譲渡益課税

- (1) 利子所得に対しては、昭和63年4月より、所得把握の限界や費用面、手続面等にも配慮し、現実的かつ実行可能な制度として一律源泉分離課税が採用された。同時に、いわゆる金融類似商品についても幅広く利子所得並みの課税が行われた。

他方、株式等譲渡益については、長年の間、原則非課税とされていたものが原則課税に移行した。その際、証券市場への影響等に配慮して、申告分離課税とみなし譲渡利益率を用いた源泉分離課税の選択を認める制度が導入された。

- (2) 当調査会は、従来から、利子・株式等譲渡益について、基本的に総合課税を目指すべきであるとの考え方を表明してきた。

これに対して、累進税率や所得把握を嫌った資金の海外シフトのおそれ、各金融資産の税引後収益が納税者毎に異なること、年末調整の対象になる大多数のサラリーマンに膨大な申告事務負担をもたらす懸念があること等の問題を指摘する意見があった。

また、所得課税の税率構造のフラット化が進めば、公平性の観点から総合課税化する必要性は少なくなるのではないかとの意見があった。

こうした議論を踏まえると、利子・株式等譲渡益課税のあり方については、今後、総合課税と分離課税のメリット・デメリットを勘案しつつ、所得課税における課税ベースと税率のあり方について、幅広く国民的な議論を行っていくのが適当である。

総合課税・分離課税の考え方

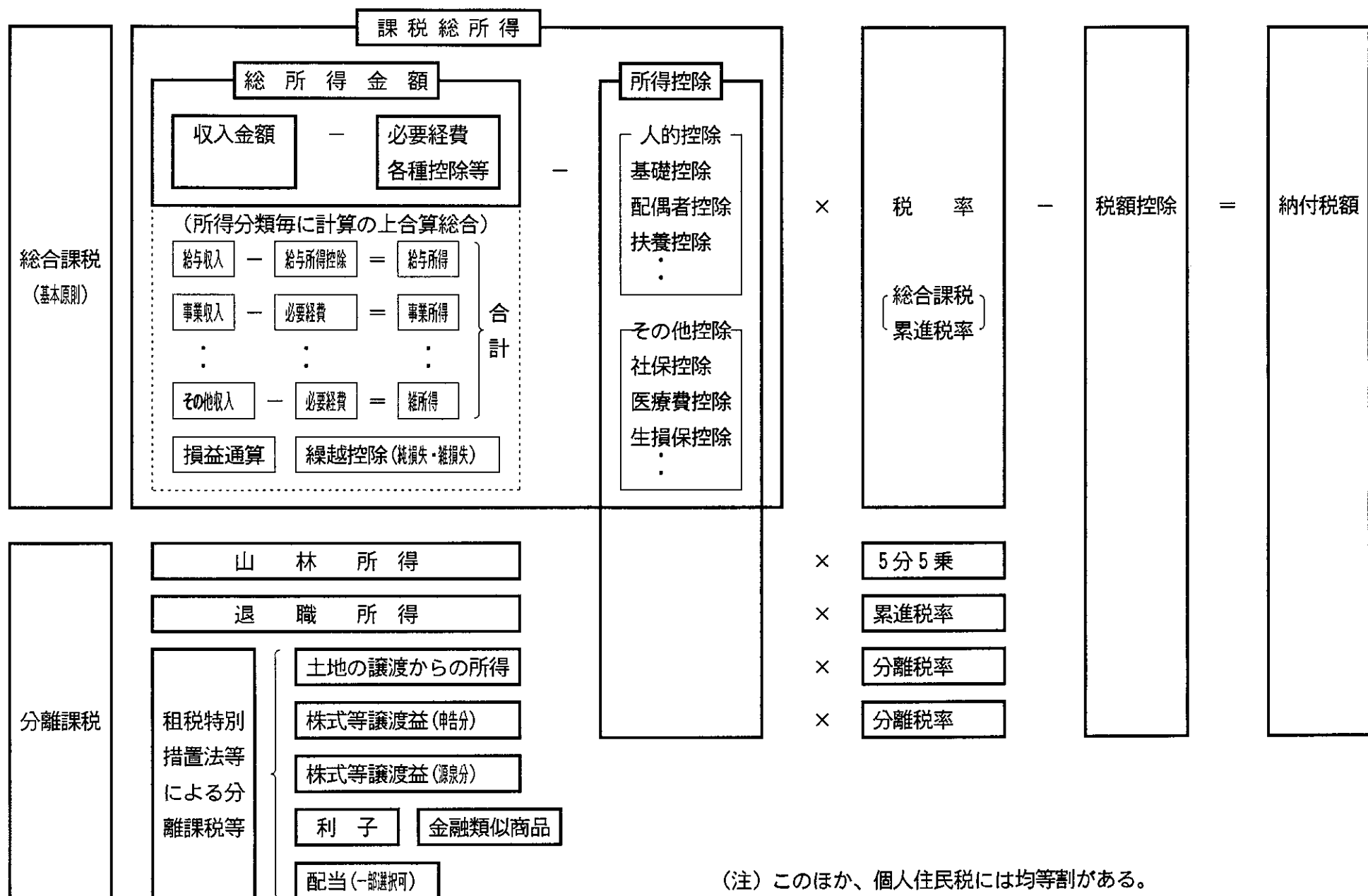
	総合課税	分離課税
公平性	○ 所得の捕捉体制が十分であれば、個人の全ての所得を総合し、これに累進税率を適用することにより、垂直的公平に資する。 ○ 仮に税率のフラット化を進めるならば、垂直的公平という総合課税化のメリットが減少する。	○ 所得の捕捉体制が不十分な状況の下では、分離課税は実質的公平に資する。
中立性	○ 総合課税に移行した場合には、累進税率の適用を逃れるため、国内貯蓄が海外や絵画、骨とう品の様な不表現資産にシフトする恐れ。 納税者番号制度等により税務当局に金融資産の保有状況を把握されることを回避するため、このような資金シフトが加速される恐れ。 ○ 同一の金融資産の収益に対する税負担は投資家毎に、また、実現時の他の所得の多寡により、異なる。 ○ 金融資産の税引き後収益は事前には容易に計算できない。	○ 累進税率等を逃れるための資金シフトの惧れはない。 ○ 金融資産の税引き後収益率は納税者間で所得の多寡にかかわらず同一。 ○ 金融資産の税引き後収益が事前に容易に計算可能。
簡素性	○ 総合課税への移行は、膨大な数の確定申告、還付申告が行われることになり、新たに納税者となる者の負担が増加。また、税務当局の組織の拡充等の体制の整備が必要。 ・ 勤労者世帯の平均貯蓄残高 1,352万円(平成10年) ○ 金融機関に対し、大量の支払調書の提出を義務づける必要。(銀行預金、郵便貯金の口座数は普通預金等を含め約15億口座。)	○ 原則として納税者・金融機関にとって申告手続きや支払調書の提出のための負担が小さい。 ・ 平成10年労働力調査による就業者数:6,514万人 うち〔平成10年分の申告納税者 622万人〕 〔平成10年分の還付申告者 862万人〕

日本及び諸外国の課税方式 (未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整あり)	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整なし)	総合課税 (給与は源泉徴収) (支払都度調整)	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整あり)	総合課税 (給与の源泉徴収なし)
利子	源泉分離課税 (20%源徴) (国税 15%、 地方税 5%)	総合課税 (納番) (注 1)	総合課税 (20%源徴)	総合課税 (30%源徴)	① 総合課税 (源徴なし) ② 源泉分離課税 (25% 源徴 (注 4)) の選択
キャピタル・ゲイン	土地・株式は分離課税、 その他は総合課税	総合課税 (注 2)	総合課税	総合課税 (注 3)	有価証券は申告分離 課税 (26%) (注 4)、 その他は総合課税

- (注) 1. アメリカは納税者番号を申告しなかった者への利子・配当の支払いには 31% の裏打ち源泉徴収を行う。
 2. 12 カ月超保有した株式の譲渡益には軽減税率が適用される。
 3. ドイツは次の譲渡益以外は非課税
 (1) 事業資産の譲渡により生じたもの、
 (2) 一定の者の所有する資本会社持分について生じたもの、
 (3) 投機売買 (保有期間 1 年以下の株式、10 年以下の土地等) により生じたもの
 4. 付加税 10% を含む。

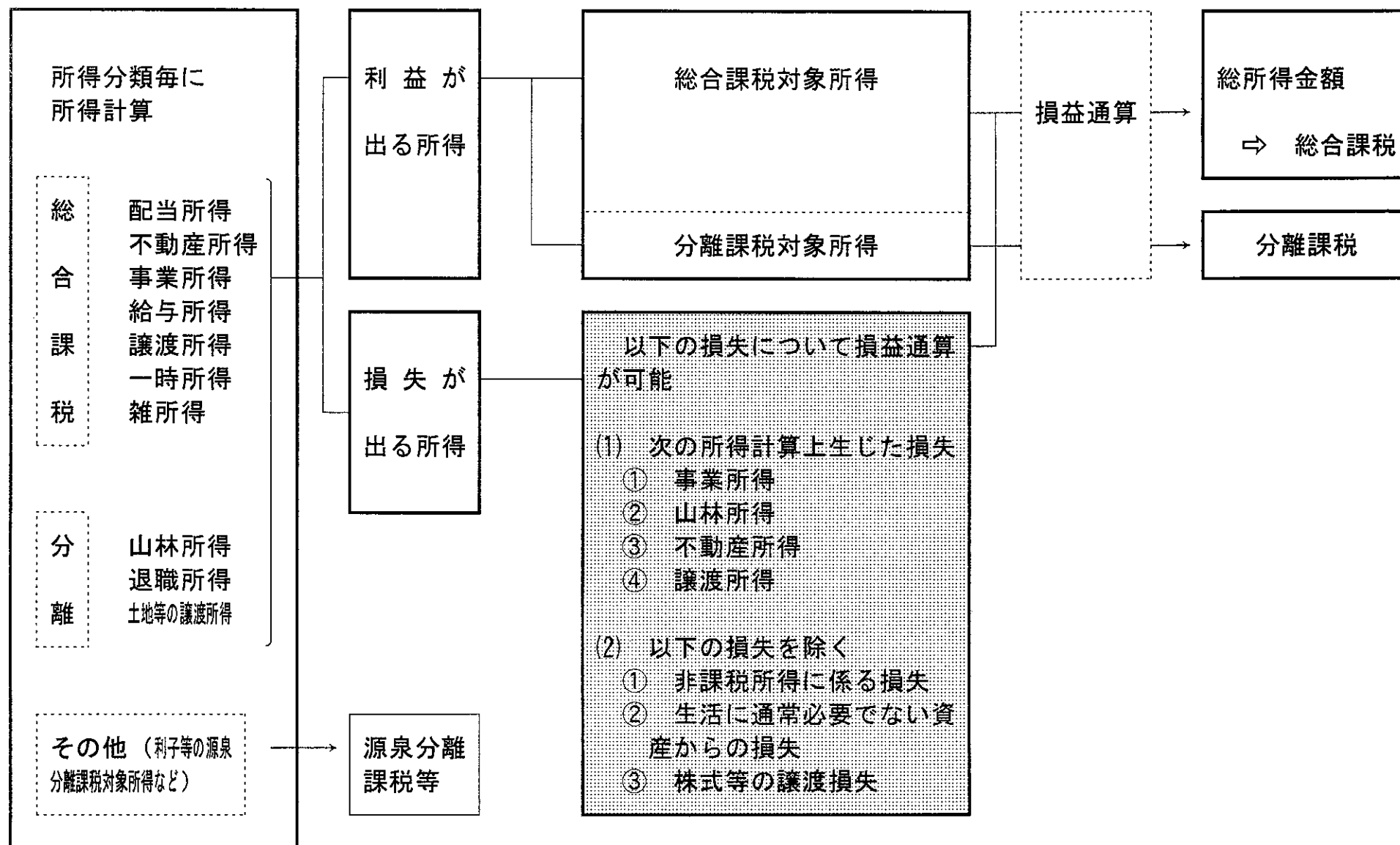
所得税及び個人住民税の基本的な仕組み（イメージ）



各種所得の対象・計算方法

所得の種類	対 象	計 算 方 法
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	収入金額－ $\left[\begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right]$
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(収入金額－退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)
譲 渡 所 得	資産の譲渡(建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。)による所得	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資} \\ \text{産の取得費} \\ \text{・譲渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費

損益通算の仕組み（イメージ図）



米国における個人所得の損益通算等の制限について（未定稿）

米国においては、個人の株式の譲渡損失と通常の所得との損益通算は、原則、年間 3,000 ドルを限度としている他、以下のような損益通算に係る制限措置が設けられている。

（１）支払利子控除の制限

個人納税者による投資目的の借入金に係る支払利子の所得控除は、純投資所得額に限り認められる。

（注）投資目的の資産の購入のための借入金に係る支払利子の控除限度額については、以前は、純投資所得額プラス 1 万ドルまで認められていたが、1986 年度税制改正により、純投資所得額までしか認められなくなった。

（２）パッシブ・アクティビティ・ロス・ルール

自らが実質的に事業を行っているとはいえない投資（「受動的活動」）に係る損失（例えば、リミテッド・パートナーシップに係る損失等）について、受動的活動に係る所得以外の他の種類の所得（例えば、事業所得、給与所得、利子・配当等のポートフォリオ所得）とは通算できないこととする原則（1986 年度税制改正において導入）。

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
源泉徴収の有無	○	○	○	○	×
年末調整等	年末調整を行う。 （原則としてその年最後に 給与等の支払をする時）	年末調整の制度はない。 源泉徴収を受ける納税義務 者も納税者番号制度の下で 確定申告を行う。	支払者は、給与の支払の都 度、累計所得税について税 額を計算して過不足を調整 する。（年度末に年末調整 をする必要なし）	年末調整を行う。 （翌年3月まで）	

（ 参 考 ）

給与所得以外の源 泉徴収の対象とな る所得	・ 利子、配当等 ・ 公的年金等 ・ 報酬、料金等 等	・ 退職年金給付（注） - 企業による退職プラン - 個人退職勘定（IRA） - 生命保険契約 等 ・ 一部とばく賞金 ・ 納税者番号を提示しな かった場合等の31%の裏 打ち源泉徴収あり	・ 利子 ・ 著作権・特許権の使用料 等	・ 利子 ・ 配当 等	・ 源泉分離課税を選択した 利子
-----------------------------	---	---	---	--	--

（注）公的年金給付についても納税者の選択により源泉徴収とすることができる。

源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式（未定稿）

	源泉徴収方式					源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	イタリア	アメリカ、カナダ
利子	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (30%)	源泉徴収 (25%) (選択制)	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (25%)	納税者番号による申告
配当	源泉徴収 (20%)	———	源泉徴収 (25%)	———	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (10%)	納税者番号による申告
(参考) 給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	———	———	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収の上、納税者番号による申告 (年末調整なし)

（備考）

1. 日本の利子課税の源泉徴収 20%には地方税（5%）を含んでおり、配当課税は総合課税（源泉徴収 20%）と 35%の源泉分離課税との選択制である。
2. ドイツの利子については、源泉徴収制度を廃止したところ、申告した者としいない者の間で著しい不公平を招いているとして、1991 年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993 年から源泉徴収制度が復活した。
3. フランスの利子課税は、総合課税（源泉徴収なし）と源泉分離課税との選択制である。
4. イタリアの配当課税は、総合課税（源泉徴収 10%）と源泉分離課税 12.5%との選択制である。
5. アメリカは納税者番号制度を申告しなかった者への利子・配当の支払には 31%の裏打ち源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には 30%の源泉分離課税が行われる。

諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在（未定稿）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
税額確定の方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式又は賦課課税方式の選択制	賦課課税方式	賦課課税方式
挙証責任	一般的に税務当局にある。	一般的に、行政庁の処分については、正当性の推定（Presumption of Correctness）が判例で打ち立てられており、税については、挙証責任（Burden of proof）は納税者にありとされている。	一般的に納税者にある。	一般的に、納税者の収入については、税務当局に、経費や税務上の特典については、納税者に挙証責任がある。	一般的に税務当局にある。

（注）アメリカについては、1998年 IRS 改革法により、納税者が内国歳入庁（IRS）の税務調査（資料提出等）に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する挙証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。

諸外国の所得税についての賦課権の除斥期間（未定稿）

区 分	単 純 過 少	脱 税
日 本	法定申告期限から３年	法定申告期限から７年
ア メ リ カ	申告書提出後３年	無 制 限
イ ギ リ ス	法定申告期限から５年	法定申告期限から20年
ド イ ツ	申告書提出の日の属する年の翌年から４年（重過失の場合は５年）	申告書提出の日の属する年の翌年から10年
フ ラ ン ス	課税原因発生の年の翌年から３年	左欄の３年分について公訴を提起すればさらにプラス２年間の追加時効が認められる。

主要国における法定資料制度等の比較（概要）

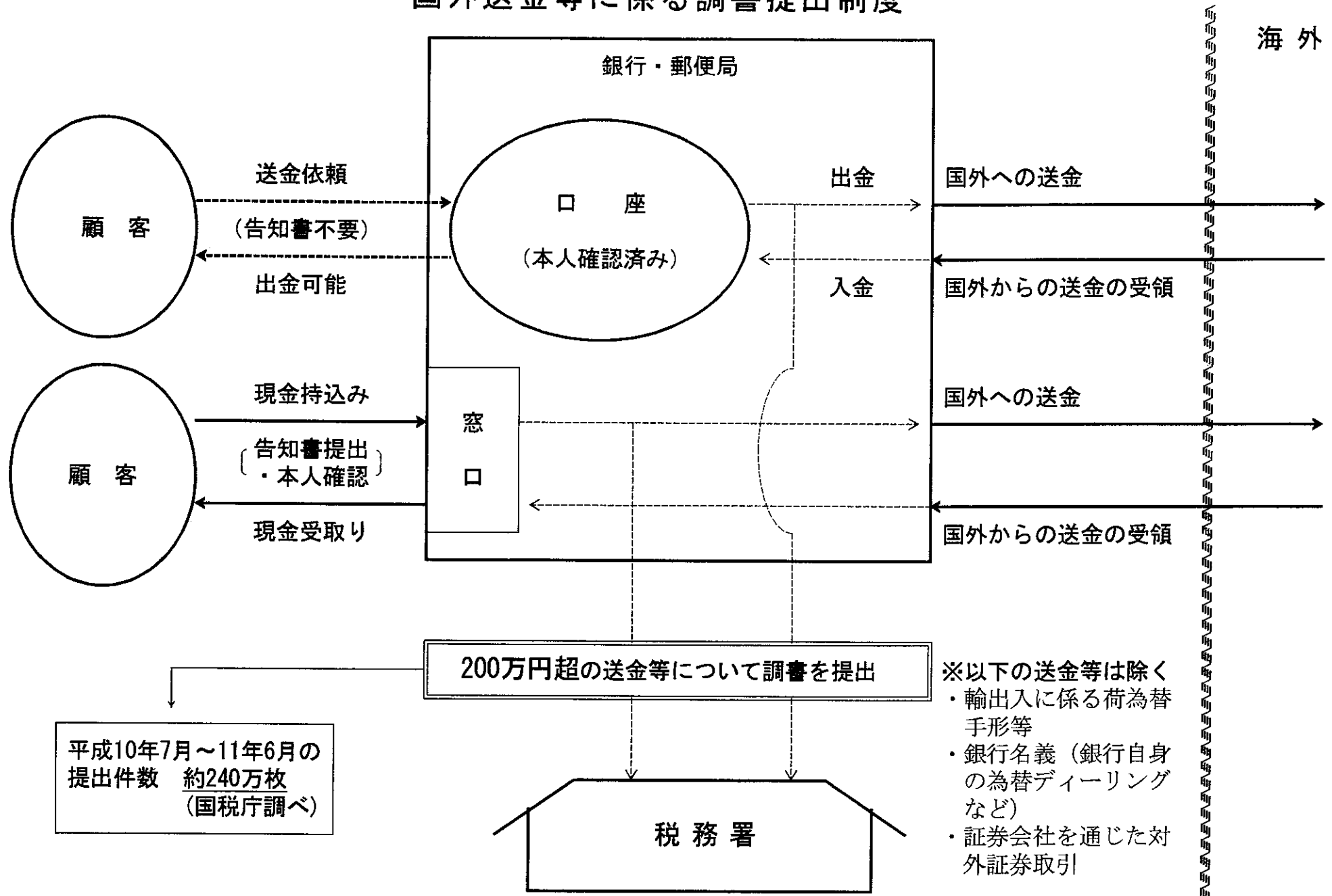
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者の国内・外の保有資産に関する法定資料制度	源泉分離課税とされる利子等に係る調書は提出不要	網羅的な法定資料制度 (例) ・金融機関は、利子支払、預入払出、割引債発行等を含め網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務	税法上、税務当局に資料提出要求権あり。 (例) ・銀行は、全ての預金利子支払に関する情報を毎年税務当局に報告。 ・証券業者は年間のうち税務当局が指定する期間内の取引の報告	税法上、税務当局が金融機関に対し不特定の納税者に関する資料の提出を求めることは不可。 (注) 1991年6月連邦憲法裁判所の違憲判決において、この規定が利子所得等の効果的な調査を妨げている旨指摘。	網羅的な法定資料制度 (例) ・金融機関は、口座開設・利子支払等について網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務
納税者番号制度	なし	あり	なし	なし	なし（氏名、住所、生年月日、出生地等で名寄せ）
挙証責任	課税庁側	納税者側	納税者側	課税庁側	課税庁側

給与、利子、株式配当、株式等譲渡益、報酬等の法定資料の概要

区 分		課 税 方 法		法 定 資 料		
		所 得 税	住 民 税	法定資料の種類	本則により法定資料提出不要のもの	租特により法定資料提出不要のもの
給 与	・俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与	総 合 課 税 (源泉徴収)	総合課税 (特別徴収)	「給与所得の源泉徴収票」 (住民税：「給与支払報告書」)	○支払金額が年間5百万円以下の場合 等	
利 子	・定期預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等 ・普通預金、通知預金の利子等要求払預金の利子	源 泉 分 離 課 税 (15%の源泉徴収) 【住民税5%】		「利子等の支払調書」 等	○非課税のもの ○普通預金、通常郵便貯金等の利子 ○同一人に対する支払金額が年間3万円以下の場合 等	○個人に対するもの ○1回の支払金額が1万円以下(計算期間1年以上)の場合 等
株 式 配 当	1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総合課税	「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」 等	○非課税のもの ○1回の支払金額が年間3万円以下(計算期間1年以上)の場合 等	
	発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総合課税			
		源 泉 分 離 選 択 課 税 (35%の源泉徴収)	総合課税			
	1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの	確 定 申 告 不 要 (20%の源泉徴収)	非 課 税			○提出不要

区 分			課 税 方 法		法 定 資 料		
			所 得 税	住 民 税	法定資料の種類	本則により法定資料提出不要のもの	租特により法定資料提出不要のもの
株 式 等 株 式 譲 渡 益	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかの選択 ①申告分離課税 譲渡益に対し20%（住民税を含め26%）の税率により確定申告を通じて課税 ただし、上場等の日前に取得した株式等を上場等の日以後1年以内に譲渡した場合は②の源泉分離課税の選択を認めず、その株式の所有期間に応じ、次により課税 イ 上場等の日において所有期間が3年以下である場合 ……譲渡益全額に対して課税 ロ 上場等の日において所有期間が3年を超える場合 ……譲渡益の2分の1に対して課税 ②源泉分離課税（13.3.31をもって廃止） 譲渡代金の5.25%[8.4.1-13.3.31]（転換社債は2.5%、信用取引はその差益）を所得とみなし、20%の税率により源泉徴収を通じて課税（住民税非課税）			「株式等の譲渡の対価の支払調書」	○同一人に対する支払金額が、年間百万円以下の場合	○源泉分離課税を選択した場合 ○1回の支払金額が30万円以下の場合	
	その他の株式等	申告分離課税					
報 酬 等	・報酬若しくは料金、契約金又は賞金	総 合 課 税 〔10%（百万円超の部分）は20%）の源泉徴収〕	総合課税	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」	○支払金額が年間5万円以下の場合 等		

国外送金等に係る調書提出制度



主要国における法定資料の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法定資料の処理				(1)	
収集枚数（万枚）	約 8.2 千万 (98 年)	約 10.8 億 (97 年)	N. A.	——	N. A.
磁気テープ提出割合	約 5 割 (98 年)	約 97% (97 年)	N. A.	——	N. A.
法定資料の有無 (2)					
フ ロ ー					
給与受取	○	○	○	×	○
預貯金利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
株式					
配当受取	○	○	△ (5)	×	○
譲渡	△ (6)	○	△ (7)	×	○
公社債					
利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
譲渡	△ (8)	○	△ (7)	×	○
不動産譲渡	○	○	△ (9)	×	×
貴金属譲渡	×	○	×	×	×
海外送金	○ (10)	○ (11)	×	×	○ (12)
スト ック					
預貯金					
口座開設	×	△ (13)	×	×	○
保有	×	×	×	×	×
株式保有	×	×	△ (14)	×	×
公社債保有	×	×	×	×	×
不動産保有	×	×	×	×	×
貴金属保有	×	×	×	×	×
海外資産保有	×	△ (15)	△ (16)	×	△ (17)

(備考)

- (1) ドイツには法定資料制度が存在しない。
- (2) 個人を対象とする法定資料に限る。
- (3) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。
- (4) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、全ての預貯金等について毎年提出を要求している。
- (5) 当局は税法上、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、随時配当等の実質受益者に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (6) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。
- (7) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、証券業者は、年間のうち税務当局が指定する一定期間内の取引等について報告している。
- (8) 転換社債、新株引受権付社債等につき、必要。
- (9) 当局は税法上、随時土地取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (10) 200 万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。
- (11) 金融機関は、国内と国外との間の一万ドル超の資金移動をもたらす取引の要請・指示等についての記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。銀行は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。
- (12) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。
- (13) 銀行は、預金口座等について、開設日から 30 日以内に、顧客の納税者番号を確認して保存しなければならない。
- (14) 当局は税法上、随時株主名簿の写しの提出を要求する権限を有する。
- (15) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が一万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。
- (16) 当局は税法上、英国外の「同族会社」の持分を所有する者に対し、随時当該会社の資産等に係る資料提出を要求する権限を有する。当局は税法上、英国外の「同族会社」の設立又は管理等に関連して、随時銀行等が顧客の代理人として行った取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。